

**令和3年度 第2回再説明申立ての審議に係る
札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要**

1 開催日時

令和3年9月7日（火） 10：00～12：00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎14階 入札室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、中川委員、西村委員、平松委員、松村委員

(2) 札幌市職員（事務局）

財政局管財部長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、他2名

4 次第

(1) 開会

(2) 再説明の申立てに係る審議

(3) 閉会

5 第1回の委員会からの経緯

「防災・安全交付金事業 豊平川水再生プラザ第2処理施設汚水ポンプ施設改修工事」の工事成績評定結果に関する再説明請求について、令和3年8月16日に第1回目の委員会を開催し、申立人及び関係機関に対するヒアリング並びに本事案における論点の整理を行った。

本委員会の最終的な判断のためには更なる資料の提出が必要であったため、申立人及び関係機関に対して追加資料の提出を求め、これに基づいて再度審議を行うこととし、第1回の委員会は閉会した。

その後、委員会としての判断の方向性について検討を重ねた結果、審議内容をまとめた意見書を作成するにあたり、申立人及び関係機関から提出された追加資料を踏まえた素案を作成することとした。また、今後の委員会の進め方については、当該素案を基に審議を行うこととした。

6 審議概要

○ 意見書素案の概要

(1) 委員会の判断

第1回の委員会の論点整理及び追加資料を踏まえ、委員会として以下の判断を行った。

工事成績評定は、入札参加要件や総合評価落札方式における技術力を評価する指標として活用されているほか、参加停止措置の対象とされており、請負業者に与える影響は極めて重大なものであることから、その評定のプロセスには透明性及び客観性が高い水準で求められることとなり、札幌市独自の基準が存在しないのであれば、国土交通省の取り扱いに準じた運用がなされるべきである。

本事案では、考査項目中、「2 施工状況－I 施工管理」及び「2 施工状況－II 工程管理」について指示書の発出がなされ、これをもって考査項目別運用表で定める「文書による改善指示を行った」に該当するものとして「d 評価（減点）」としているが、本事案における指示書は、国土交通省の取扱いに定める「文書による改善指示」にあたるとは認められないため、当該項目について再評価が必要と判断する。

(2) 附帯意見

第1回の委員会でのヒアリングを踏まえ、以下の附帯意見を付すこととした。

ア 関係機関に対して

文書による改善指示は、工事成績評定の減点事由となることから、その発出においては統一的な運用が図られるよう必要な措置を講じられたい。

イ 申立人に対して

公共工事における自主施工の原則や施工プロセスの重要性に関する認識を改め、今後の教訓とされたい。

○ 当日の審議内容

素案に係る「委員会の判断」については特段の異議はなかったが、「附帯意見」について下記の指摘があった。

- 附帯意見の記載の一部が、再評定の結果を推測するような内容となっており、関係機関の再評定に影響を及ぼす可能性があるため削除した方がよい。
- 指示書の記載事項の中に、社内検査の体制についての指摘があったの

で、現場代理人個人の話ではなく、会社全体としてもう少し目配りをしてくださいという趣旨で、これも申立人に対する附帯意見の中に書いた方がよい。

○ 素案の修正

上記の審議内容を踏まえ、意見書素案を修正することとし、本委員会は閉会した。

7 審議結果

修正後の意見書について、令和3年9月17日付で、各委員の合意を得られたため、令和3年9月21日付で申立人及び関係機関あてに意見書を交付した。